

県広域接種センターにおける「接種券なし」接種の実施について



概要

沖縄県広域ワクチン接種センターでは、追加接種の速やかな実施のため、接種券が到達していない場合であっても、2回目接種から6か月を経過した方が接種を希望する場合に「接種券なし」による接種を実施する。

接種を希望する方

企業・団体枠による予約

予約枠・時間帯について

中南部：各接種日100名程度
 北部：各接種日（金・土）50名程度

予約受付方法

県ワクチン接種等戦略課あて名簿をメール送付
 ※詳細は「企業・団体接種について」より確認ください。

予約に必要な情報

氏名、住所、生年月日、電話番号、
接種券番号、2回目接種日
 ※既に接種券をお持ちの方は、接種券を利用しての接種をお願いいたします。

個人による予約

予約枠・時間帯について

中南部：各接種日 50名程度
 北部：各接種日（金・土）50名程度

予約受付方法

コールセンターへの電話予約（WEB不可）
 TEL：098-943-2993

予約に必要な情報

氏名、住所、生年月日、電話番号
接種券番号、2回目接種日、メールアドレス

【接種券番号について】

- ・接種券番号は、原則1，2回目接種と同じ番号となります。
- ・1，2回目接種から住所に変更がある方は、現在お住まいの市町村へご確認ください。

※「接種券なし」による接種は沖縄県内の市町村に住民票がある方に限ります。

【接種券見本】

| | | | |
|-----|-------------------------------------|-----------------|----|
| 券種 | 2 (<input type="checkbox"/> 予診のみ) | 1 | 回目 |
| 請求先 | 〇〇県〇〇市 | 123456 | |
| 券番号 | 1234567890 | ←番号はこちらから確認ください | |
| 氏名 | 厚生 ●●●●●●●● 太郎 | | |



学校・保育PCR検査の強化

現状・課題

- 第6波においては、第5波を大きく超える学校等での発生があり、検査まで時間を要していたため、学校においては接触者は含めず濃厚接触者のみを検査することとなっている。
(保育所、幼稚園、学童、児童デイサービス等は接触者も含めた検査を継続)
- 外部業者による検体回収が追いつかず、学校現場に負担が掛かっている。
- 陽性者に占める10代以下の割合は3割を超えているため、接触者も含めた幅広い検査再開が必要である。

強化策

クラス単位（濃厚接触者＋接触者）全員検査の再開

検査枠の拡充

2700件枠／日



- 県内検査枠増
- 県外検査機関の活用

1000件枠／日

運営体制の強化

強化

- 検体回収体制
(想定件数：40校／日)

現状：20校／日



現場派遣チーム数増

負担軽減策

- 外部業者による
- 容器配布体制
 - 結果連絡体制 など

※想定件数を上回る場合は、既存の接触者PCR検査センターの活用や、地域における配布・回収の拠点化など臨機な対応を検討

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について
(学校・保育PCR検査における接触者検査再開に伴う沖縄県公立学校第2版一部改訂)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
みだしのことについては、第6波の感染急拡大を受け、令和4年1月11日付け教保第1589号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について(沖縄県公立学校第2版)」において、学校・保育PCR検査における接触者検査の休止及び学級閉鎖等の取扱いについてお示しし、令和4年2月3日付け教保第1700号において一部改訂を行ったところですが、県新型コロナウイルス感染症対策本部により、学校・保育PCR検査における検査件数の拡充及び運営体制の強化等が行われたことにより、令和4年3月2日以降、学校・保育PCR検査における接触者検査を再開いたします。

については、学校・保育PCR検査対応学校(園)においては、下記及び別紙を御確認の上、各設置者の定める日以降、学校・保育PCR検査における接触者検査の再開等、適切な対応をお願いいたします。また、保健所対応学校(園)においては、設置者が定める学級閉鎖等の基準に従い、引き続き、保健所と連携協力の上、適切な対応をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、所管学校(園)の学校・保育PCR検査の再開日や学級閉鎖等の基準等を定め、当文書とともに貴所管の学校(園)へ周知するとともに、学校(園)において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

なお、各学校(園)、市町村教育委員会及び教育事務所におかれては、保健所が行う積極的疫学調査及び学校・保育PCR検査の実施等について御協力いただき誠にありがとうございます。学校・保育PCR検査の今後の運用については、別紙3にとりまとめておりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

記

【学校・保育PCR検査における接触者検査の再開日について】

- ・ 県立学校 **令和4年3月7日に保健体育課へ報告した分(支援チームへ申請分)から**
- ・ 市町村立学校(園) **令和4年3月2日以降、設置者が定める日から**

【添付資料】

- ・ **別紙1** 児童生徒等または教職員の感染が判明した場合のフロー(沖縄県公立学校第2版**令和4年3月2日一部改訂**)
※変更部分は**太字**で示しています。
- ・ **別紙2-1** 感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについて
※令和4年2月3日付け教保第1700号から変更なし
- ・ **別紙2-2** 新型コロナウイルス感染症に係る学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について
※令和4年1月11日付け教保第1589号から変更なし
- ・ **別紙3** **今後の学校・保育PCR検査の運用について** ※新規
- ・ **資料** 学校・保育PCR検査支援における実施手順

【学級閉鎖等の臨時休業、児童生徒等の出席停止措置の取扱いについて】※変更部分は**太字**

| | 1月11日～設置者が定める日 | 3月2日以降設置者が定める日～当面の間 |
|-----------------|---|---|
| 学校・保育PCR検査対応の学校 | <p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →濃厚接触者の学校・保育PCR検査の実施 ※接触者の検査は行わない（申込不要）</p> <p>→設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p>【市町村立学校（園）】 県立学校に準じた対応</p> | <p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置 →濃厚接触者及び接触者の学校・保育PCR検査の実施（検査申込から結果通知まで概ね3日） ※ 学校・保育PCR検査における接触者検査の再開は、令和4年3月7日に保健体育課へ報告した分（支援チームに申請分）からとする。 ※ 検査申込から結果通知を含め感染者との最終接触日の翌日から5日以上となることが想定される場合は、検査実施について保健体育課と相談する。</p> <p>→設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p>【市町村立学校（園）】 設置者において学校・保育PCR検査の接触者検査の再開日及び学級閉鎖や解除等の判断基準を設け、学校（園）の運営方法を所管学校（園）へ周知する。</p> |
| 保健所対応の学校 | <p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。 （接触者検査が行われなかった場合は、感染者との最終接触日の翌日から5日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断）</p> <p>【市町村立学校（園）】 県立学校に準じた対応</p> | <p>【県立学校】 左に同じ</p> <p>【市町村立学校（園）】 設置者において学校・保育PCR検査の接触者検査の再開日及び学級閉鎖や解除等の判断基準を設け、学校（園）の運営方法を所管学校（園）へ周知する。</p> |

補足1) 濃厚接触者の出席停止の期間に変更はありません。(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間)

補足2) 学校・保育PCR検査対応の学校において、**検査を実施しない場合や同意を得られない場合等は、下記の接触者PCR検査センターの案内**をお願いします。

- ・ 沖縄県中部接触者PCR検査センター <https://okinawa-pcr-kensa.com/>
- ・ 沖縄県南部接触者PCR検査センター <http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>

補足3) 教職員が接触者となり出勤しない取扱いとする場合は、「感染者との最終接触日の翌日から72時間経過した後に、発熱等の風邪症状がないこと」または、「接触者センター等(補足2)における検査結果(陰性)と発熱等の風邪症状がないこと」のどちらかを出勤の目安としてください。※接触者となるかどうかの判断は、感染症対策や接触の状況を確認した上で、各学校でお願いします。

補足4) 学校に抗原簡易キットがある場合は、文部科学省発出の手引きに従い、必要に応じて、適切な活用をお願いいたします。

【対応に係る留意点】※変更なし

- 1 学校において、濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者を特定するための「候補者リスト」等を作成、提示する場合には、
 - ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること。
 - ・ 適切なリストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること。
- 2 幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討すること。

担 当 教育庁保健体育課健康体育班

電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472

今後の学校・保育PCR検査の運用について(本島内の学校・園)

学校・保育PCR検査業務については、学校の協力を得て実施しているところですが、業務負担軽減の観点から、下記点線で囲っている④～⑩の業務については、順次、支援チームへ移行することになりました。(県新型コロナウイルス感染症対策本部による)

業務移行の際には文書にて周知しますので、移行までの間、現行体制による検査への御協力をお願いいたします。

なお、業務移行後においても、下記①～③については、引き続き、学校に御協力いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○現行体制(令和4年3月2日以降～移行までの間)

※学校の業務を中心に記載

| 実施手順 | 学校 | 学校・保育PCR検査支援チーム |
|----------|----------------------------------|-----------------|
| 1 (1) | ①同意書の配布・回収 | |
| 1 (2) | ②濃厚接触者リスト及び接触者リストの作成 | |
| 3 (1) ① | ③システムから申請(申込) | |
| 3 (1) ②③ | ④濃厚接触者の認定結果を家庭(児童生徒)へ伝達 | |
| 4. 5. 6 | ⑤検体容器の受取、⑥配布、⑦検査案内 | |
| 7 (2). 8 | ⑧検体容器回収、⑨検体搬送 (学校・園が希望した場合) | ⑧検体容器回収、⑨検体搬送 |
| 10 | ⑩検査結果を家庭(児童生徒)へ連絡 | |
| 12 | ※陽性者情報の報告を保健所や支援チームへ提出(陽性者がいた場合) | |

順次、支援チームへ移行

【留意事項】

・⑧、⑨については支援チームが行うことを基本としますが、学校の事情(検査を早く行いたい、支援チームの指定した回収日時と都合が合わない等)により、学校が希望する場合は⑧、⑨を教職員で行うことも可能です。

・支援チームによる「ドライブスルー方式」の検体回収を行うことはできませんので、御了承ください。

各県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 諸見 友重
(公印省略)

部活動等の実施に係る一層の感染症対策の徹底について（依頼）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、まん延防止等重点措置が解除されることとなり、2月18日付け教保第1791号にて2月21日以降の部活動について通知したところであります。
21日以降も感染状況は高止まり傾向が続く中、部活動等の実施に伴う感染者が複数の学校から報告があります。
つきましては、日頃から部活動等の実施に係る感染症対策に鋭意取り組んでいることと存じますが、今後、一層の感染症対策に取り組む等、管理職から貴下職員へ下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 感染リスクが高い活動を控えること。
(例)：音楽における室内近距離で行うリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動
学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等
2. 各競技団体から示される感染症対策ガイドラインに則り、活動を行うこと。
3. 部活動（大会含む）の実施前に検温等、健康観察を行うこと。また、体調不良の生徒は、練習や大会参加を控えること。
4. チェックリストを活用する等、感染症対策に努めること。
5. 地域の警戒がレベル2段階以上では、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
6. 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室、更衣室等含む）
7. 部活動終了後は速やかに帰宅するように指導すること。
8. バス、モノレール等、公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用するよう指導すること。
9. 部室・更衣室の使用方法（人数・時間制限、室内の換気、部員と部員の距離等）について、感染対策上のルールを決め、確認を行うこと。
10. 室内の換気について、少なくとも30分に1回行うこと。
11. 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で活動する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒の実施（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
12. 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらないようにしているか。
13. 学校バスを利用する際は、換気や座席配置の工夫等、感染症対策を実施すること。（大会移動は保護者へ依頼するなど、できるだけ個人移動が望ましい。）

問合せ先
運動部活動：県教育庁保健体育課 担当：健康体育班
TEL：866-2726 FAX：862-0472
文化部活動：県教育庁文化財課 担当：管理班
TEL：866-2731 FAX：867-4350

教保第1849号
令和4年 3月 2日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

部活動等の実施に係る感染症対策の徹底について（依頼）

沖縄県教育委員会では、このたび、県立学校に対し、部活動等の実施に係る感染症対策の徹底について依頼しましたので、情報提供します。

市町村教育委員会におかれましても、引き続き、貴所管の各学校において児童生徒及び教職員の感染症対策に適切に対応し、部活動の実施について慎重に御検討くださいますようお願いいたします。

各教育事務所におかれましては、このことについて御承知おきいただき、必要に応じ、御助言をお願いいたします。

添付資料等

- ・令和4年3月2日付教保第1849号、部活動等の実施に係る感染症対策の徹底について（依頼）（県立学校長宛）

【本件に関する問合せ先】

(運動部活動に関すること)

教育庁保健体育課 健康体育班

電話098-866-2726

(文化部活動に関すること)

教育庁文化財課

電話098-866-2731